

規制の事前評価書(要旨)

| | | |
|---------------------------|---|---|
| 政策の名称 | 銀行等グループの利益相反管理体制の見直し | |
| 担当部局 | 金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室、保険企画室 金融庁総務企画局市場課 | 電話番号: 03-3506-6000(内線3776) e-mail: RIA@fsa.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成27年11月20日 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性</p> <p>① 現状 利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用等を防止する観点から、金融グループに対し(i)利益相反のおそれのある取引の適切な方法による特定のための体制整備、(ii)顧客の保護の適正な確保のための体制整備、(iii)利益相反管理方針の策定・概要の公表、及び(iv)記録の保存などの利益相反管理体制を求めている。</p> <p>② 問題点 現状の金融グループにおける利益相反管理体制の範囲に、適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者は対象となっているが、当該業務を金融商品取引業の登録を受けず届出のみで行う者(特例業務届出者)については対象となっていない。このため、当該者が金融グループにおいて当該業務を行った場合に利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用が懸念される。</p> <p>③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性 利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用の防止等につき、一層の実効性の確保を図るとともに、利用者利便の向上や金融グループの統合的内部管理等の要請に応えるため、金融グループにおける利益相反管理体制の対象範囲に、金融商品取引法第63条第5項に規定する特例業務届出者を加える必要がある。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 銀行法施行令第4条の2の2、第12条の3 ② 農業協同組合法施行令第1条の11、第1条の16 ③ 信用金庫法施行令第11条の3 ④ 協同組合による金融事業に関する法律施行令第3条の3 ⑤ 労働金庫法施行令第5条の3 ⑥ 水産業協同組合法施行令第10条の2、第10条の7 ⑦ 保険業法施行令第13条の8、第28条の2、第37条の9 ⑧ 農林中央金庫法施行令第8条の2 ⑨ 株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条の2 ⑩ 金融商品取引法施行令第15条の28 |
| 想定される代替案 | 代替案: 金融グループの利益相反管理体制の対象を全てのグループ会社とする。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | 対象範囲に加えた特例業務届出者に対する利益相反管理体制の整備等の費用が追加的に必要となる。 | 全てのグループ会社に対する利益相反管理体制の整備等の費用が追加的に必要となる。 |
| (行政費用) | 行政庁(国)において、追加した特例業務届出者の金融機関における利益相反管理体制の整備状況等の検査・監督に伴う費用等が発生する。 | 行政庁(国)において、金融機関の全てのグループ会社における利益相反管理体制の整備状況等の検査・監督に伴う費用等が発生する。 |
| (その他の社会的費用) | 特になし。 | 特になし。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| | 特例業務届出者を子会社とすることにより、銀行等からの借入金の返済資金の調達を目的として、銀行等の子会社である特例業務届出者において、債務者が発行する有価証券等を原資とするファンドを設立し、当該ファンドの権利募集を行うことが可能であるため、このような利益相反による弊害や優越的地位の濫用への懸念のある特例業務届出者を利益相反管理体制の対象とすることによって、当該懸念が払拭され、顧客保護が期待される。 | 主に銀行グループの経営の効率化の観点から当該グループのために業務を行なう従属業務子会社などの利益相反による弊害や優越的地位の濫用への懸念が僅少であるグループ会社も含め全てのグループ会社が利益相反の対象となるため、顧客保護は本案と同等に期待できる。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | <p>(1) 費用と便益の関係の分析 本案については、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなるが、利益相反による弊害や優越的地位の濫用への懸念のあるグループ会社を利益相反管理体制の対象に追加することにより、顧客の保護が期待される。また、追加費用は限定的であり、上記の便益の増加というプラス効果は、追加費用の発生というマイナス効果を上回るものと考えられる。 このため、本案は適正と考える。</p> <p>(2) 代替案との比較 代替案については、利益相反による弊害や優越的地位の濫用への懸念が僅少であるグループ会社も利益相反管理体制の整備等に含まれることにより、本案に比べ、追加費用が相当程度拡大するものの、それに対する便益は、本案に比して変わるものではない。 このため、利益相反による弊害や優越的地位の濫用への懸念のあるグループ会社に限定して対象範囲とする本案が適正であると考えられる。</p> | |
| 有識者の見解その他関連事項 | 特になし。 | |
| レビューを行う時期又は条件 | 改正後の規定の実施状況について注視し、公益又は顧客保護の観点から必要があると認められるときはレビューを行い、その結果に基づき所要の措置を講ずる。 | |
| 備考 | | |